

第六十一回 参議院 社会労働委員会 會議録 第二十一号

昭和四十四年六月五日(木曜日)

午前十一時十六分開会

委員の異動

五月十九日

重政 庸徳君

補欠選任

六月四日

上林繁次郎君

補欠選任

六月五日

浅井 亨君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 吉田忠三郎君

理事 上原 正吉君

鹿島 俊雄君

大橋 和孝君

上林繁次郎君

委員

黒木 利克君

塩見 俊二君

高田 浩連君

山崎 五郎君

山下 春江君

上田 哲君

小野 明君

藤原 道子君

渋谷 邦彦君

中沢伊登子君

國務大臣

労働大臣 原 健三郎君

政府委員

労働省職業安定局長

住 榮作君

事務局側

常任委員会専門員

中原 武夫君

説明員

自治省財政局財政課長

首藤 堯君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○職業訓練法案(内閣提出、衆議院送付)

○労働問題に関する調査

(産炭地域開発就労事業に関する件)

○委員長(吉田忠三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月十九日、重政庸徳君が委員を辞任され、その補欠として山崎五郎君が選任されました。

○委員長(吉田忠三郎君) 理事の補欠選任についておはかりをいたします。

去る四日、上林繁次郎君が一たん委員を辞任されたので、理事が一名欠員となっております。この際、その補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長にその指名を御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉田忠三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、理事に上林繁次郎君を指名いたします。

○委員長(吉田忠三郎君) そこで、先ほど申し上げました職業訓練法案の審議に入る前に、理事の申し合わせ事項を申し上げます。

社会労働委員会理事会における委員会の運営についての申合せ

一、本委員会の定例日は火曜日(午後一時)及び木曜日(午前十時)とする。

二、本委員会の委員の異動はみだりに行なわれない。

三、委員は努めて委員会に出席し、常に定足数を確保する。

四、法律案の審査は原則として本付託の順序に行なう。

五、質疑者の数及び発言時間の制限はみだりに行なわず、審査は慎重に行なう。

六、必要に応じ参考人の意見を聴取し、公聴会、連合審査会を開催する。

七、強行採決は避ける。

八、その他委員会の運営は理事会における話合により円満に行なう。

以上、この八項目を理事会として申し合わせをいたしました次第であります。

○委員長(吉田忠三郎君) 次に、職業訓練法案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。原労働大臣。

○國務大臣(原健三郎君) ただいま議題となりました職業訓練法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の職業訓練法の制定をみました昭和三十年代の初頭以来、わが国の経済は技術革新を基軸としてめざましい発展を遂げ、この間に重化学工業を中心とする産業構造の高度化が急速に進展してまいりました。

こうした経済の成長発展と表裏して、職業訓練を取り巻く労働経済の変化は著しく、特に労働力の需給は近年とみに逼迫の度を加え、中でも技能労働力の不足は深刻で、昨年六月の労働省の調査では百八十四万人の多きに達しています。また、技術革新の進展は、生産設備の機械化、自動化を促し、その結果、生産現場の技能労働も質的に多様な変化を遂げ、このため、技術革新に対応できる新しいタイプの技能労働者を待望する声が強まっております。

今後、国際経済競争は一層の激化を見るものと思われ、国をあげて産業体制を整備し、生産の拡大とともに経済の効率化をはかることが必要であると考えます。そのかなめをなすものは、生産の現場において、直接生産活動に携わる技能労働者の職業能力の開発向上にあると存じます。加えて、このような技術革新の進展、産業再編成の進行は、労働者の技能の陳腐化をもたらすことも多いと考えられます。

労働者がこのような情勢によく対応し、その雇用の安定と生活の向上を期する上からも、職業生活の全期間を通じて、必要に応じ職業訓練を受けて、職業能力の向上につとめることができるような職業訓練の実施体制を整備することが喫緊の課題であると考えます。

わが国の職業訓練制度は、昭和三十三年に現行の職業訓練法が制定されて以来、職業訓練と技能検定を二つの大きな柱として、技能労働者の養成、労働者の職業の安定と地位の向上という目的のもとに推進され、発展してまいりましたが、さきに申し上げましたような新しい時代の要請によくこたえていくためには、なお、不備、不足の点も少なくないのであります。

労働省におきましては、このような職業訓練をめぐる事態の変化に対応するため、数年来職業訓

練制度の改善整備について検討を進め、一昨四十二年の六月、中央職業訓練審議会に対し、今後の職業訓練制度のあり方について諮問いたしました。

同審議会におきましては、年余にわたり慎重な審議を重ね、また、その間全国各地で公聴会を開催して広く関係者の要望を聞くなどして、「腕と頭」を兼ね備え、変化に適應できる判断力と応用力に富んだ新しいタイプの職業人を養成し、確保するための職業訓練制度のあり方につきまして、昨年七月の答申でその基本的構想を明らかにしたのであります。労働省におきましては、この答申の趣旨を尊重して現行職業訓練法の全部を改正する法律案の要綱の案を取りまとめ、中央職業訓練審議会の意見をさらに聞きまして上で成案を固め、ここに職業訓練法案として提案いたしました次第でございます。

次に、その内容の概略を御説明申し上げます。第一に、この法律の目的は、雇用対策法と相まって、技能労働者の職業に必要な能力を開発向上させるために職業訓練及び技能検定を行なうことにより、職業人として有為な労働者を養成し、もって、職業の安定と労働者の地位の向上をはかるとともに、経済及び社会の発展に寄与することにあるものであることを明らかにいたしました。

第二に、こうした目的に従い、職業訓練は、労働者の職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行なわれるものでなければならぬこと。特に青少年に対する職業訓練は、その個性に応じ、適性を生かすよう配慮して行なわれなければならないこと、職業訓練及び技能検定は、相互に密接な関連のもとに行なわれなければならないこと等、職業訓練及び技能検定の原則に関する規定を設け、基本的な理念を明らかにするとともに、職業訓練の振興に関する関係者の責務についても規定いたしました。

第三に、職業訓練及び技能検定の重点的かつ計画的な推進をはかるため、国は職業訓練基本計画を、都道府県はこれに基づいて都道府県職業訓練

計画を策定することとし、あわせて計画の内容等に関する規定を整備いたしました。

第四に、職業訓練の体系を段階的に整備するため、職業訓練の種類を、養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練及び再訓練並びに指導員訓練とし、これにより、国、都道府県等の行なう職業訓練と事業主等の行なう職業訓練の両者を通ずる一貫した体系を築くと職業訓練に関する基準の統一をはかることとしたいたしました。

また、養成訓練は専修訓練課程と高等訓練課程に区分して行なうこととし、高等訓練課程の修了者が修了時の技能検査に合格した場合には、技能士補を称することができることとしたいたしました。

第五に、公共職業訓練施設の名称を職業訓練校と改めるとともに、市町村も公共職業訓練施設を設置することができることとする等、職業訓練の施設に関する規定を整備いたしました。あわせて、公共職業訓練施設の業務内容を拡充して、関係地域における職業訓練の振興に資するように運営されなければならないこととしたいたしました。

第六に、事業主等の行なう職業訓練に關し、従来養成訓練のみに限られておりました都道府県知事の認定の制度をすべての職業訓練に拡大するとともに、認定を受けた職業訓練に對しましては、都道府県等は積極的に援助を行なうてその振興につとめることとしたしております。

第七に、事業主、特に中小企業の事業主が共同して職業訓練を行なう場合等に、責任体制を明確にし、永続性を確保するため、職業訓練法人を設立して法人格を取得できることとし、あわせて職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会の制度を設け、事業主等の行なう職業訓練の自主的かつ積極的な発展をはかる体制を確立することとしたいたしました。

第八に、技能検定の等級区分を、技能労働者の職務の主要な段階に応じて定めることができるようにする等、技能検定に関する規定を整備するとともに、技能検定の試験に関する業務を行なわせるため、中央技能検定協会及び都道府県技能検定

協会を設立することとし、技能検定に関する民間の積極的な協力を確保し、技能検定の拡大実施のための体制の整備を行なうこととしたいたしました。以上のほか、職業訓練審議会、職業訓練指導員その他職業訓練及び技能検定につきまして技術的な規定の整備を行なうとともに、この法律の制定に伴う経過措置及び他の法律との調整等について所要の規定を設けることとしたのであります。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉田忠三郎君) 本日は、本案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(吉田忠三郎君) 次に労働問題に関する調査を議題といたし、質疑を行ないます。御質疑のある方の発言を求めます。

○小野明君 産炭地域におきまます開発就労事業について、若干お尋ねをいたしたいと思うのであります。今回の第四次の石炭の合理化によりまして、なだれ閉山という現象を呈してまいっておるのであります。こういうことから新たに、急速に、しかも大量の失業者がまたこの産炭地域に放出をされるようになるのであります。ちょうどその時期にこの開発就労事業というのが新たに計画をされたのであります。この事業の内容について明らかになっておらぬ点、あるいは問題になっております点等が若干ありますから、こういう点を明らかにしていただきたいと思うのであります。

そこで、現在の産炭地域におきまます失対事業、これはどういったものが行なわれておるか、その内容について御説明をいただきたい。○政府委員(住家作君) まず産炭地域で実施しております失業者を吸収するという事業といたしましては、一つは失業者就労事業というのがござい

ます。それから特別失業者対策事業、それから炭鉱

離職者の緊急就労対策事業、今回実施することにした産炭地域開発就労事業、そのほか、関連いたしました公共事業があるわけでございますが、大体、事業といたしましては、その五つがあげられると思います。

そこで、失業者就労事業でございますが、これは労働省で主管しております事業でございます。直接失業者を吸収いたしましたして働かせる、こういうことで、今年度は一日の平均吸収人員が十四万七千人、事業費単価が千三百三十三円五十二銭、こういうことになっております。それから、特別失業者対策事業は、全国の規模は、失業者の吸収人員三千人というところでございまして、事業費単価、これは予算上は示されていないのでござい

ますが、一応逆算して計算しますと、四千五百七十円ということになっております。それから、炭鉱離職者緊急就労事業でございますが、これは規模は四千七百人、それから単価が二千五百円、今回の産炭地域開発就労事業の場合は、規模は三千二百人、単価が三千六百円、大体こういうような内容で実施いたしております。

○小野明君 その単価、人員というのはそれでわかりませんが、この事業に對します負担区分です、国の補助その他の関係を御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(住家作君) 就労事業につきましては、労力費、事務費は三分の二の補助でございます。それから、資材費は二分の一でございます。それから、特別失業者対策事業費は、これは全く公共事業と同じ補助率でございます。事業の種類によりまして補助率が違ふのでございまして、三分の一から四分の三と、事業の種類によつて異なっております。

それから、炭鉱離職者緊急就労対策事業は、補助率が五分の四。それから今回の開発就労事業は補助率が三分の二、こういうことになっております。

○小野明君 すでに四本の失対事業が行なわれておる。そういった中で二十五億の金をつぎまして

新たに開発就労事業を興した、その補助率は緊就よりもさらに低い三分の二である、こういうことになりますと、事業は興したものの、さなきだに疲弊した市町村の負担を累増する、しかも超過負担というものが、これは常識的には地方自治体を苦しめておる、こういう事態があるわけですが、それを押しつけて開発就労事業なるものを興した理由、しかもこれが国庫補助というものがわずかに三分の二に押えられておる、こういうことが、どうも私には理解ができません。この点をひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(住業作君) 御承知のように、産炭地域の地方公共団体、これは財政力が十分でないということは十分承知いたしておるわけでございます。特に、この新しく開発就労事業を興しました趣旨でございますが、一般に労働力の需給関係が非常によくなつておるのでございますが、産炭地域においては、なお失業者の滞留が多くて、なかなか雇用情勢というものがよくなつていない、こういうことは御承知のとおりだと思ひます。さらに、今回の石炭対策の推進によりまして、離職者の発生が見込まれておるわけでございます。そういう際、産炭地域の振興をはかるということは、きわめて大事なことでございますが、石炭産業にかかわるべき産業、これを興す、そうしてその地域におきます就労機会の増大をはかつていくことが基本的な大事だと思つておるのでございますが、さしあたりまして、そういうような意味での公共事業の産炭地域における拡大実施等とも関連いたしましたして、地域振興の基礎となるような事業を実施し、あわせて産炭地域の失業情勢の緩和に資していききたい、こういう考え方で開発就労事業を実施したわけでございますが、最初に申し上げましたように、産炭地域の地方公共団体の財政状況は必ずしもよくございません。従来、たとえば先ほど申し上げました失業者就労事業につきましても、これは特に産炭地域等には高率補助をいたしまして、財政の緩和をはかつておりますし、あるいは緊急就労対策事業、補助率五分の四の事業でござ

います、地方負担分の五分の一につきましても、自治省とも連絡いたしましたして、特別交付税なり、起債あるいは起債の利子に対する特別交付税、こういうことをお願いいたしまして、財政負担のかわらないようにいたしておるわけでございます。今回の開発就労事業につきましても、三分の一が地方負担になるわけでございますが、その手当ていたしまして、起債あるいは特別交付税、さらに起債の利子に対する特別交付税の配慮ということにつきまして、ただいま自治省と折衝いたしておりまして、産炭地域の市町村の財政負担が軽くなるように、極力努力いたしておるところでございます。

○小野明君 いま言われた点で肝心のところが抜けておると思つておるのです。というのは、自治省と折衝中である、だからどういった態度で折衝されておるのか、その辺を見通しも含めて明らかにしてもらいたいと思つておるのです。

○政府委員(住業作君) いま申し上げましたように、緊急就労対策事業、これは五分の四の補助で、五分の一が市町村、県の負担になるわけでございますが、この五分の一につきましても、直接的な意味での財政負担がかからないように現在やっておりますわけでございます。開発就労事業につきましても、その起債と特別交付税の割合等につきましても、いろいろあるわけでございますが、緊急就労対策事業と同じ方向でその財政負担の問題を解決したい、こういうふうに考えてやっております次第でございます。

○小野明君 同じと言いますと、その内容はどうなりますか。

○政府委員(住業作君) 結局です、緊急就労対策事業のことを申しますと、たとえば、特別交付税につきましても、県に對しましては五分の一の二〇%でございますが、これを特別交付税でみる。市町村の場合は四〇%を特別交付税でみる。それから、残りは起債でめんどうをみる、その起債の利子については特別交付税でめんどうをみる。し

たがいで、その開発就労事業につきましても、二〇%、四〇%のような割合が若干変わるかもしれないけれども、地方負担の三分の一を埋め合わせる方法といたしまして、先ほど申し上げておられますように、特別交付税、起債、その組み合わせておるわけでございます。こういうふうな考えでおるわけでございます。

○小野明君 緊就の場合は、県、市町村と合わせて五分の一ですから、きわめて低いわけですよ。しかし、この開就になりますと、三分の一ですから、かなり率が高い。いまおっしゃったのは、緊就の場合を言われておるのであつて、この開発就労事業の場合は一体どうなんだ。これは産炭地に思いやりがあるならば、全額特交で見れば、これは起債といえどもこれは借金ですからね。起債の幅をきわめて少部分にするとか、全額特交で見るといふような態度でやつて、初めて私はいかぬ、どうも折衝のしかたが非常に何かあいまいで弱いように思ひますが、その辺をひとつ説明をしてください。

○政府委員(住業作君) 現在折衝中の問題でございますので、少しあいまいな点があつたかと思つておるわけですが、御指摘のとおり、開発就労事業が三分の一で、緊急就労対策事業に比べて負担が多過ぎます。したがって、やり方としましては、要するに、特別交付税と起債、そういうようなことでその穴埋めをするということにしようと思ひますけれども、負担が多いということを考へまして、私どもとしましては、御指摘のよう、特別交付税の割合を高くすると、こういう方向で極力折衝をいたしておるところでございます。

○小野明君 それについては後ほど見える自治省にも伺いたいと思ひますけれども、高くするといふ態度というのですか、一体その見通しはどうなんでしょうか。

○政府委員(住業作君) 現在折衝中でございます。なかなか財政当局もかたいことはかたいのでございますが、産炭地の市町村の財政事情、その他こういう事業の性格等をも考へまして、私どもとしてはせつかく努力をしておるところでございます。

○小野明君 大臣にこれはお尋ねをしたいと思つておるのです。

○小野明君 大臣にこれはお尋ねをしたいと思つておるのです。こういう事業を計画されながらも問題点はいま申し上げたようなところにあるわけですよ。それで、三千六百万の単価ではたして地元の業者が受けるかどうかという問題もある。事業主体としても問題があるのですけれども、やはり全額を国のほうで見る、こういう態度で疲弊した市町村を救済していくということでない、これはやはり問題が残るようには思ひます。地元の亀井知事も、これはもう全額国の費用でやるので、地元には一銭の負担もかけないのだということを言われておるわけですよ。ところが、あらわれてきたのを見ますと、三分の一は地元負担だ、これは何と何とだということの問題になつておるのですが、その辺を労働大臣は一体どう受けとめられておるのか。いまの局長の御答弁では、きわめてどうも積極的な姿勢が足らぬように思つておるのです。大臣、この辺でひとつあなたの御意見を伺いたいと思つておるのです。

○国務大臣(原健三郎君) 御説の点はまことに同感でございます。地元にあるのは市町村に三分の一の負担でということ、やはりこういう産炭地の特殊事情にかんがみて、かなり負担が重過ぎるということを私も考へております。もう少しこれを国でめんどうを見てあげて負担を軽減するようになり、地元は五分の一ぐらいになるというふうなところまでやりたいと思つておるのです。いま鋭意事務当局にやらせておりますが、私も、直接自治大臣にも談判いたしまして、そういう趣旨をよく徹底させたいと思ひます。そうして御期待に沿うようにしたいと思つております。

○小野明君 財政局長がお見えでない、財政課長に伺います。

○小野明君 財政局長がお見えでない、この問

方針はお聞きだと思ひますけれども、この問

題は、開発就労事業について特交で全額見るべきだ、それが疲弊した産炭地の市町村の財政を救うし、失業者を救うていく道だということを申し上げておるのですが、自治省の折衝に應ずる態度というものは、どういふことなんでしょうか。

○説明員(首藤義君) たいま御指摘の産炭地の開発就労の問題でございますが、このような制度ができ上がったので、何といたしまして、その事業の円滑な施行に資し得るような財源措置をしたい、こういう方針で現在検討をしておるところでございます。

負担額につきましては、御指摘のございましたように、地方債及び特別交付税、こういうものかみ合わせをもちまして、完全に事業実施ができますように、措置をいたしたいと思っておりますわけでございます。ただ、特別交付税で全部どうだという御指摘でございますが、御案内のように、特別交付税にも総額のワケがございますし、そのほかの産炭地関係の各種の事業につきましても、たとえば昭和四十三年度では三十九億円程度の特別交付税を措置しておる、こういった事情もあるものであります。できるだけ地方団体の財政需要等にらみ合わせながら無理のない施行ができるように努力をしたい、こう考えております。

○小野明君 安定局長にもう一回尋ねますが、これで事業主体がこれを受ける態度であるのかどうか、この事業が円満にできる状態であるのかどうかお尋ねしておきます。

○政府委員(住業作君) 現在事業の実施につきまして、地元と設計その他御相談を申し上げている段階でございますが、さしあたって、第一号といたしまして、約二百人程度の事業をまず十日から実施することになっておられます。その他、さらに引き続きまして実施していくという前提で、市町村と御相談申し上げておるわけでございますが、いまのところ実施したいという事業は相当数ございます。ただ、御指摘のように、財政負担等の問題がございますので、そういう財政負担ができるだけ地元のかからぬということ

でありましたら、実施したいという事業は相当数のほっておる状況でございます。

○小野明君 いま大臣の決意では、緊就と同じ地元負担、こういうことをおっしゃったわけですから、大臣も自治大臣とがっちりやられると、こういうことですから、あなたのほうもひとつしかりやってもらわなきゃならぬが、次の問題は、これによって、はたして労働者が集まるのかどうかという問題があると思いませんか。というのは、これは対象を炭鉱離職者、または関連産業離職者、こういうふうにしほっておられるのですが、それ以外の人は、その他については入れないのかどうか。その辺、いかがですか。

○政府委員(住業作君) この事業に働いていただくと考えておりますのは、炭鉱からの離職者及び関連企業からの離職者でございます。現在のところ、そういった産炭地の離職者、関連企業からの離職者の事情を考えて事業を実施しておりますので、吸収すべきそういう失業者の方がおると、こういうふうにご考えております。

○小野明君 いまお尋ねしたのは、それだけにしほるか、あるいは一般失業者、まあ筑豊というのは失業者の洪水のところですから、その他という一般失業者を吸収する幅があるのかどうかという事です。

○政府委員(住業作君) いまのところは、炭鉱離職者及び関連企業からの離職者で、一般の失業者を吸収するということは考えておりません。ただ、これも御承知のように、開発就労事業に石炭離職者及び関連産業からの離職者を七〇%吸収し、よう、こういうことでございます。ですから残りの三〇%についてはそういうワケがないわけでございますから、その限りにおいて一般の方が就労できる、こういう関係になるかと思っております。

○小野明君 そこで、事業のウエートからいいますと、特別失対までではないか、緊就よりも上ランクされるわけですね。これは補助率がいま大臣のおっしゃったようなことになりませんか、かなり上のはうにランクされるということになるのですが、事業量で三十七億ぐらいになるかと思うのですが、それだけの事業になりますと、かなりのこれは事務費といいますが、緊就の際にも人件費が必要とされておるわけですが、これについてやはり事務費が必要だ、人件費が必要だと思っておりますが、それはどのように見るようになっておりますか。

○政府委員(住業作君) この事業は、大体公共事業と同様の考え方に立っております。いま御指摘の事務費等につきましては、全体の事業費の五%をそういう事務費等に充てる経費と考えております。

○小野明君 そうすると、三十七億と見れば、その五%ということになりますね。そうしますと、この事業実施に必要な人員というのはどれくらいに見ておられますか。

○政府委員(住業作君) 事業実施に必要な人員につきましては、特に計算いたしておりません。大体公共事業も五%でそういう事務費とか、人件費とか、庁費をまかなうように考えておりますので、大体公共事業と同じ状態で事業が実施できるというふうにご考えております。

○小野明君 最後に、この事業というのは新規の予算の項目になっておると思いますが、継続しておやりになるつもりですか。

○政府委員(住業作君) 本年度は、六月から実施するという前提でございますので、十カ月の予算になっております。明年度からは、この三十七億の予算規模を平年度、要するに十二月実施する、こういうことと考えていくことになっております。

○小野明君 最後に、今度の炭鉱のスクラップで筑豊にはさらに多くの失業者が放出をされることをご予想されるわけでありまして、そこで初めてのこういう事業でありまして、この事業で十分地元失業者を吸収し得るのかどうか、あるいはどういふ問題点があるのかどうか、あるいはこれから出てくるわけですが、そういった産炭地域の振興

というものも考慮されながら、この事業に十分柔軟性を持たしていただきたい。というのは、開発事業に従事するものは、七〇%のワケがあるということですから、もしそれができない場合には、やはりパーセンテージを下げるとか、そういった問題を十分考慮に入れながら、柔軟な方針で、ほんとうに失業者を救済するという目的を達することができるような事業にしてほしいと思っております。それを最後に大臣にお尋ねをいたしたいと思っております。

○国務大臣(原健三郎君) 御説のごとく、これは今度新しい計画でございます。そういう意味において、地元事情等もよく勘案して柔軟にやり得るようにと御説でございますので、そういう点も考慮して善処したいと、こう思っております。

○委員長(吉田忠三郎君) 他に御発言もなければ、本日の調査はこの程度にして、本日はこれにて散会をいたします。

五月十五日日本委員会に左の案件を付託された。
一、職業訓練法案
五月十六日日本委員会に左の案件を付託された。
一、医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願(第四四七号)(第四五〇九号)(第四六一〇号)(四六一一号)(第四六八〇号)(第四六八一号)(第四七二二号)
一、労働省の出先機関である婦人少年室の廃止等反対に関する請願(第四四五一号)
一、療術の新規開業制度に関する請願(第四四六二号)(第四四六三号)(第四四六四号)(第四四六五号)(第四四六六号)(第四四六七号)(第四四六八号)
一、国民年金等の改善に関する請願(第四五〇六号)
一、ソ連長期抑留者処遇に関する請願(第四五

○七号(第四五〇八号)(第四五一〇)(第四五
四六号)(第四六〇八号)(第四六〇九号)(第四
六七号)(第四七二四号)

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年
金等にかかわる不均衡是正に関する請願(第
四六〇〇号)(第四六五二号)

一、社会福祉事業法等の改正に関する請願(第
四六一号)(第四六五三号)

一、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均
衡是正に関する請願(第四六〇二号)(第四六
五四号)

一、戦没者等の妻に対する特別給付金の不均衡
是正に関する請願(第四六〇三号)(第四六五
五号)

一、健保特例法の期限延長反対並びに健康保険
法一部改正案反対に関する請願(第四六一三
号)

一、失業保険法の改悪反対に関する請願(第四
六四二号)

一、ソ連長期抑留者の処遇に関する請願(第四
七二三号)

一、国民年金法の一部を改正する法律案の審議
促進に関する請願(第四七四三号)

第四四四七号 昭和四十四年五月一日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する
請願

請願者 岡山県邑久郡邑久町虫明 六、二五
三ノ一 長良寛外二百十九名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第四五〇九号 昭和四十四年五月六日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する
請願

請願者 岡山県邑久郡邑久町虫明 五三三
小野田寛外二百十九名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第四六一〇号 昭和四十四年五月七日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する
請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町西下郷五三
五 岩本鎮雄外百八十二名

紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第四六一一号 昭和四十四年五月七日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する
請願

請願者 岡山県邑久郡邑久町吉張 大森利
夫外二百十九名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第四六八〇号 昭和四十四年五月八日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する
請願

請願者 兵庫県三田市三輪杉谷 森本よね
子外二百十六名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第四六八一号 昭和四十四年五月八日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する
請願

請願者 兵庫県三田市大原一、三、四 江
川常男外九十一名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第四七二二号 昭和四十四年五月八日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する
請願

請願者 岡山県和気郡備前町佐山 田中俊
幸外二百十九名
紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。
第四四五一号 昭和四十四年五月一日受理
労働者の出先機関である婦人少年室の廃止等反対
に関する請願(二通)

請願者 奈良市角振町四二 山口トシコ外
四百五十六名

紹介議員 大森 久司君
この請願の趣旨は、第二九四号と同じである。

第四四六二号 昭和四十四年五月二日受理
療術の新規開業制度に関する請願

請願者 東京都西多摩郡秋多町野辺三二六
荒井君枝

紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第四四六三号 昭和四十四年五月二日受理
療術の新規開業制度に関する請願

請願者 東京都小金井市本町二ノ一七ノ
三二 高久力生

紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第四五〇四号 昭和四十四年五月二日受理
療術の新規開業制度に関する請願

請願者 神戸市生田区下山手通三ノ四一
上野健太郎

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第四五三四号 昭和四十四年五月六日受理
療術の新規開業制度に関する請願(二通)

請願者 東京都八王子市散田東町七九九ノ
四 相馬輝夫外一名
紹介議員 高田 浩運君
この請願者の趣旨は、第五七〇号と同じである。
第四五四三号 昭和四十四年五月六日受理

療術の新規開業制度に関する請願(三通)

請願者 東京都杉並区上高井戸四ノ一、八
九〇 片山昌昭外二名

紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第四六一二号 昭和四十四年五月七日受理
療術の新規開業制度に関する請願

請願者 北九州市八幡区石坪町五丁目
竹 下荒二

紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第四六七三号 昭和四十四年五月八日受理
療術の新規開業制度に関する請願

請願者 福井県坂井郡丸岡町寅西 白山勝
栄

紹介議員 熊谷太郎君
この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第四五〇六号 昭和四十四年五月六日受理
国民年金等の改善に関する請願

請願者 宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折
三、四五〇ノ一 橋本正一外七百
九十五名

紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第四五〇七号 昭和四十四年五月六日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願(四通)

請願者 宮崎県吉村町曾師中申三、〇九八
ノ三 日高春五郎外三名
紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。
第四五〇八号 昭和四十四年五月六日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願(九通)

請願者 鳥取県西伯郡西伯町大字福成 吉
田公夫外八名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第四五一〇号 昭和四十四年五月六日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願(十九連)

請願者 千葉市今井町一大森輝男 大野
良雄外十八名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第四五四六号 昭和四十四年五月六日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願

請願者 京都府宇治市菟道荒瀬三 島本
善晴

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第四六〇八号 昭和四十四年五月七日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願(十四連)

請願者 新潟県長岡市宮内町一五五ノ七
丸山辰雄外十三名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第四六〇九号 昭和四十四年五月七日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願(八連)

請願者 東京都江東区北砂七ノ三ノ一 小
林一雄外七名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第四六七四号 昭和四十四年五月八日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願(九連)

請願者 岐阜県武儀郡武儀村下久保五、一
八三 福田静夫外八名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第四七二四号 昭和四十四年五月八日受理

ソ連長期抑留者処遇に関する請願(四十四連)

請願者 千葉市轟町五ノ四ノ一〇 三矢一
男外四十三名

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第四六〇〇号 昭和四十四年五月七日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等にかかわる不均衡を正に関する請願

請願者 東京都新宿区市ケ谷本村町四二財
団法人日本傷痍軍人会内 伊丹川
善通

紹介議員 山下 春江君

戦傷病者戦没者遺族等援護法による戦傷病者に対する障害年金、同一時金の支給要件及び支給範囲の不均衡を是正するため、左記事項の実現を図りたい。

一、本邦等で勤務に関連し生じた旧軍人、旧準軍人等の傷い、疾病に対し障害年金を支給すること。

二、障害年金等の支給範囲の制限(旧軍人、旧準軍人、準軍属は第六項まで、軍属は第三款症までに制限されている。)を廃止し、恩給法同様新第五款症までに障害年金を支給すること。

三、公務傷病による障害を残しながら、終戦または法改正時の混乱等のため時効となり、また受傷り病の証明が得られないため傷病恩給が給されない者に対し救済措置を講ずること。

四、第三項以下に障害年金にも次のとおり加給すること。

1 第三項ないし第一款症 二万四千元
2 第二款症以下のもの 一万二千元

五、身分(軍人、軍属と準軍属)による障害年金等の格差を是正すること。

六、恩給法による傷病年金同様第二款症以下のものについても扶養家族加給制度を確立すること。

七、戦傷病者が死亡した場合、その遺族に弔慰金を支給すること。

を支給すること。

第四六五二号 昭和四十四年五月八日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等にかかわる不均衡を正に関する請願

請願者 東京都新宿区市ケ谷本村町四二財
団法人日本傷痍軍人会内 徳田保
久

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第四六〇〇号と同じである。

第四六〇一号 昭和四十四年五月七日受理

社会福祉事業法等の改正に関する請願

請願者 東京都新宿区市ケ谷本村町四二財
団法人日本傷痍軍人会内 徳田保
久

紹介議員 山下 春江君

戦傷病者特別援護法により戦傷病者手帳の交付をうけている戦傷病者に対し、社会福祉事業法及びこれに関連する諸法令並びに世帯更生資金貸付制度要綱が通用するよう是正されたい。

理由
一、現在、社会福祉事業法等は、一級身体障害者をはじめ各種福祉関係法適用者の福祉向上特に社会復帰と更生に大きな貢献をなしているが、戦傷病者は全く除外されている。

二、特援法の施行によつて、戦傷病者の身分及び援護の方向が明らかにされ、また、特援法制定の準備段階では、扶養施設をはじめ各種援護施設の設定並びに収容を法定する予定であったが延期されて現在にいたつては経緯もあり、戦傷病者が公務傷病により障害を克服し、社会経済活動に寄与しようとしている努力をいっそう奨励し、戦傷病者が自から身体健全者とともに社会生活をなす得るようすべきである。

第四六五三号 昭和四十四年五月八日受理
社会福祉事業法等の改正に関する請願

請願者 東京都新宿区市ケ谷本村町四二財

団法人日本傷痍軍人会内 奈良栄

三 紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第四六〇一号と同じである。

第四六〇二号 昭和四十四年五月七日受理

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡を正に関する請願

請願者 東京都新宿区市ケ谷本村町四二財
団法人日本傷痍軍人会内 徳田保
久

紹介議員 山下 春江君

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法等を左のとおり改正されたい。

一、公務傷病をうけた時期を昭和十二年七月七日以降のものに限るといふ制限を廃止すること。

二、支給対象を第三款以上のみを戦傷病者の妻とする制限を廃止し、第四款及び第五款の妻にも支給すること。

三、受給資格取得条件の日を昭和三十八年四月一日とする制限を廃止すること。また、妻が死亡している時は、その時期に関係なく相続人に支給すること。

四、公務傷病のため結婚の機会に恵まれない戦傷病者の場合、父母または祖父母に特別給付金を支給すること。

理由
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法には、きびしい制限規定があり、はなはだしく不均衡が内在している。

第四六五四号 昭和四十四年五月八日受理
戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡を正に関する請願

請願者 東京都新宿区市ケ谷本村町四二財
団法人日本傷痍軍人会内 奈良栄
三

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第四六〇二号と同じである。

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第五一一九号 昭和四十四年五月十五日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部
改正案反対に関する請願

請願者 愛知県東春日井郡旭町新居四、九
九五 神楚国勝外六名

紹介議員 成瀬 皓治君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第五二二九号 昭和四十四年五月十六日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部
改正案反対に関する請願

請願者 神戸市東灘区住吉町茶屋一、四一
四 角谷一

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第五二三〇号 昭和四十四年五月十六日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部
改正案反対に関する請願

請願者 神戸市兵庫区山田町 前田幸太郎
紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第五三〇三号 昭和四十四年五月十七日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部
改正案反対に関する請願

請願者 札幌市南一九条西一〇丁目 福田
修平

紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第五三〇四号 昭和四十四年五月十七日受理
健保特例法の期限延長反対並びに健康保険法一部
改正案反対に関する請願(八通)

請願者 東京都北多摩郡清瀬町梅園一ノ二
ノ七 齊藤良三外十七名

紹介議員 木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第四二七九号と同じである。

第四七七一号 昭和四十四年五月九日受理
失業保険法の改悪反対に関する請願(四通)

請願者 千葉県松戸市胡録台一五五 遠藤
哲生外三名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第四六四二号と同じである。

第五二三八号 昭和四十四年五月十六日受理
失業保険法の改悪反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市大田窪一ノ五 岡本
五郎外三名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第四六四二号と同じである。

第四七七二号 昭和四十四年五月九日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願(八通)

請願者 大分県別府市北石垣円通寺別府大
学職員寮内 加藤一英外五名

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第四八〇五号 昭和四十四年五月九日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願(二十四通)

請願者 大分県宇佐市大字下押田 生山隆
外三十三名

紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第四八三三三号 昭和四十四年五月十日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願(十通)

請願者 福島県大沼郡金山町大字滝沢字五
百刈一、五七八 菅家実外九名

ソ連長期抑留者処遇に関する請願(七通)
請願者 神奈川県川崎市三田四丁目西三田
団地四ノ五ノ四〇二 大坂敏通外
七名

紹介議員 佐藤 一郎君
この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第五三〇五号 昭和四十四年五月十七日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願(三通)

請願者 兵庫県西宮市鳴尾町五ノ四ノ一八
威能文男外一名

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第二九四〇号と同じである。

第四八〇六号 昭和四十四年五月九日受理
国民年金法の一部を改正する法律案の審議促進に
関する請願

請願者 群馬県新田郡新田町大字木崎一、
一二二新田町国民年金委員協議会
内 藤原正治

紹介議員 近藤英一郎君
この請願の趣旨は、第四七四三号と同じである。

第四八〇七号 昭和四十四年五月九日受理
国民年金制度改善に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町一ノ一ノ一群
馬県国民年金委員協議会連合会内
田中義平外三十四万八千六百十名

紹介議員 丸茂 重貞君
国民年金制度を改善し、左記事項の早急実現を図
られたい。

一、給付水準を大幅に改善すること。
(1) 国民年金の給付額を厚生年金なみの夫婦二
万円程度にすること。

(2) 所得比例制を導入すること。
(3) 国民年金基金制度を設けること。
(4) 中高年齢者を年金に結びつけるとともに、
十年年金を月額五千元とすること。

二、国庫負担の大幅増額を図ること。

三、福祉年金の支給制限の大幅緩和及び年金額の
増額を図ること。
理由

国民年金は、国民皆年金体制のもとに逐年内容の
充実が図られているが、現在の給付内容はなお低
く、最近における国民の生活水準、または近時の
物価高騰と対比してみれば、依然として生活を
ささえるだけの年金とは言いかねる。国民生活を
安定、福祉の向上に果たす年金の役割はますます
増大し、国民各層のこれに対する期待もきわめて
大きい。

第四八八八号 昭和四十四年五月十二日受理
種痘後脳炎等の犠牲者に対する国の医療・損害補
償に関する請願

請願者 香川県高松市松福町二ノ五ノ一九
井本英子外九名

紹介議員 阿部 憲一君
この請願の趣旨は、第四〇三七号と同じである。

第四八八九号 昭和四十四年五月十二日受理
種痘後脳炎等の犠牲者に対する国の医療・損害補
償に関する請願

請願者 香川県木田郡三木町池下二、八六
六 石浜勇外二十五名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第四〇三七号と同じである。

第四八九〇号 昭和四十四年五月十二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願

請願者 神戸市垂水区日向一ノ三ノ六 山
口徳行外百九十名

紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第四八九一号 昭和四十四年五月十二日受理
医療保険制度改悪反対に関する請願

請願者 神戸市長田区片山町五ノ四四 井
ノ七

九

上孝彦外五百二十名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第四九三八号 昭和四十四年五月十二日受理

国民年金等の改善に関する請願

請願者 宮崎県西都市大字岩爪二、六一八

黒木正外三百十五名

紹介議員 黒木 利克君

この請願の趣旨は、第一六〇号と同じである。

第四九三九号 昭和四十四年五月十二日受理

健保特例法の期限延長反対及び健保診療報酬引上げに関する請願

請願者 大阪市北区金屋町一ノ一大阪府保

険医協会内 酒井一雄

紹介議員 大橋 和孝君

国民健康と医療を守るため、現下の緊急措置として、左記事項の実現を図りたい。

一、健康保険臨時特例法の期限延長を行わないこと。

二、健康保険診療報酬を、とりあえず一率三割引き上げ、本年一月一日にさかのぼって実施すること。

三、右記二項目に要する費用を全額国庫で負担すること。

理由

一、健保特例法は、政府が「健康保険の抜本対策」をたてるまでの暫定措置として、二箇年間の「期限立法」として制定されたものであるのに、いまだにこの期限延長を図ることは、国会及び国民をまつたく愚ろうするものである。

二、現在の診療報酬があまりにも低額すぎるため、健康保険医療機関は、従業員の言語に絶する労働強化と家族労働への肩代り、医療施設のくいつぶしなどにより経営をやりくつてい

るが、国民医療を守るためにはまつたく憂慮にたえない。しかも政府は、本年一月一日から、諸物価人件費の急騰の中で、値下がりした薬品

部門だけをとりあげて、薬価基準の引下げ、すなわち診療報酬の引下げを実施している。

三、政府管掌健保赤字の根本原因等からして、健保に大幅な国庫負担金を出すことは当然の措置であるのに政府はこれを実施しないばかりか、赤子のしりぬぐいを、零細な被保険者や保険医に転嫁している。

第四九五四号 昭和四十四年五月十三日受理

失業・労災保険料の徴収法案反対並びに失業保険法等の改悪反対に関する請願

請願者 宮城県白石市福岡深谷青木一七

大野花子外九名

紹介議員 中沢伊登子君

今国会に提出されている「労働保険の保険料の徴収等に関する法律案」並びに「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案」を廃案とされた。

理由

一、労働保険の保険料の徴収等に関する法律案は、

1 失業・労災両保険の適用拡大に伴うばう大な業務量の増加を「合理化」によつて処理しようとするものであり、これは、行政内容の低下、関係職員の労働強化をもたらすものである。

2 性格のまつたく異なる失業保険・労災保険の事務機構を統合することは、両保険の固有の性格をゆがめるものであり、なかつく、失業保険の社会保障としての性格を使用者責任保険へ移行させようとするねらいをもつものである。

3 同法案は、政府が別途提案を予定している「労働者設置法の一部改正案」、いわゆる「労働行政機構改革」の一環をなすものであり、労働行政のいつそのら反動化をねらうとする労働行政機構「改革」の全面成立へ道をひらくこととするものである。

4 医療制度の抜本改悪の具体的構想として伝

えられている社会保険の一元化や、財政審議会勧告にみられる社会保険公社化構想の前提をなすものであり、わが国社会保障制度の重大な後退をまねくものである。

二、失業保険法及び労働者災害補償法の一部を改正する法律案は、

1 短期離職者をしめだすため、まず当面百八十日未満の者を適用除外しようとしている。

2 不正受給者に対して追徴金制度をつくり、失業保険で生活できない失業者をさらに苦し生活においこもうとしている。

3 国庫負担金を減少させ、しかも保険給付の改善をおさえ、業務運営費や職業訓練費等国庫が当然負担すべき費用まで失業保険会計から流用しようとしている。

4 特別保険料を新設して、短期離職者を不当に抑制し、任意退職においこもうとしている。

第五一一七号 昭和四十四年五月十五日受理

医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願(十四通)

請願者 島根県松江市雑賀町六ノ七二五

勝部加代子外千二百七十八名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第五二四二号 昭和四十四年五月十六日受理

医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願

請願者 東京都練馬区練馬三ノ二二ノ三

古川純義外二百名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第五二四三号 昭和四十四年五月十六日受理

医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願(十一通)

請願者 宮崎県西都市大字平都一、一〇一

河野幸子外千八百二十五名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第五二四四号 昭和四十四年五月十六日受理

医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願

請願者 茨城県那珂郡東海村村松晴嵐荘内

鈴木三枝子外三十二名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第五二四五号 昭和四十四年五月十六日受理

医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願

請願者 千葉県君津郡上総町笹六九〇 宮

野喜久子外百名

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第五二四六号 昭和四十四年五月十六日受理

医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願

請願者 千葉県香取郡山田町新里三九六

林俊子外五十三名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第五二四七号 昭和四十四年五月十六日受理

医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願

請願者 横浜市西区久保町五七 明智良子

外二十六名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第五二四八号 昭和四十四年五月十六日受理

医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する請願

請願者 香川県善通寺市善通寺町六八〇

紹介議員 長尾雅子外八十一名
二宮 文造君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第五二四九号 昭和四十四年五月十六日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する
請願
請願者 横浜市戸塚区原宿一九一 杉本欣
児外二十六名
紹介議員 鈴木 一弘君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第五二五〇号 昭和四十四年五月十六日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善に関する
請願
請願者 福井市上北野町中道一六 増村正
外四十名
紹介議員 中尾 辰義君
この請願の趣旨は、第一五七六号と同じである。

第五二一八号 昭和四十四年五月十五日受理
医療労働者の大幅増員と夜勤制限の改善等に関する
請願
請願者 鳥取県米子市西町三六ノ一 宮脇
玲子外二百六十九名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一六八九号と同じである。

第五二〇号 昭和四十四年五月十五日受理
医療保険の抜本改正及び健保特例法の期限延長反
對等に関する請願
請願者 山梨県韮崎市旭町上条北の割 山
本栄一外八百名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第二四八三号と同じである。

第五二二一号 昭和四十四年五月十六日受理
旧厚生年金法適用受給権者と現行法受給権者との
格差是正に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡水巻町大字吉田二本
村全国身体不自由者同盟内 浦田
重夫
紹介議員 中沢伊登子君

身体障害者のうち、特に職場における障害事故の
ための身体不自由者で旧法障害年金受給権者と、
現行法の適用をうけている受給権者との格差がは
なはだしいから、これを是正されたい。(「身体不
自由者の実例」添付)

第五二三二号 昭和四十四年五月十六日受理
健保特例法の期限延長、日雇健保改悪反対並びに
医療保障制度の確立等に関する請願(五通)

請願者 大阪市東淀川区堀上通二ノ四 長
田高子外六千八百四名
紹介議員 亀田 得治君

国民の生命と健康を守るため、国と資本家負担に
よる医療保障制度を確立するよう、左記事項の実
現を図られたい。

一、健保特例法の延長、日雇健保の改悪、医療保
険の抜本改悪計画をただちにとりやめること。
二、被保険者の保険料引上げを行わず、各制度
の赤字は全額国庫で補てんすること。
三、国庫負担を当面健保三割、共済組合短期二割、
日雇健保は八割、国民健保に五割以上定率化す
ること。
四、保険料負担割合を労働者三、使用者七とする
こと。
五、すべての保険給付は本人、家族とも十割で、
全扶するまでとし、出産、予防給付を新設する
こと。
六、大衆負担による医療費引上げを行わず、ま
ともな医療の行なえる診療報酬を保障するこ
と。

理由
赤字を含む医療保険制度のゆきづまりは、産業合
理化、低賃金、公害などによつて病氣、けががあ
え、労働者、国民の生命と健康破壊が激増したた
めで、その責任は政府と資本家が負うべきもので

ある。

第五二三三号 昭和四十四年五月十六日受理
医療保険制度の抜本改正反対等に関する請願(三
十八通)

請願者 鳥取県気高郡青谷町三、九五四
山本時男外七百五十九名
足鹿 覺君
紹介議員 足鹿 覺君

政府が実施しようとしている「医療保険制度の抜
本改正」に全面的に反対すると同時に、左記事項を
政府の責任において実施するよう強く要求する。
一、健保・共済本人の十割給付の引下げと泰など
の一部負担の引上げを行なわないこと。
二、被保険者の保険料の引上げと大衆負担による
医療費引上げを行なわないこと。
三、健保、船員、各種共済、国保、日雇健保の本
人・家族の十割給付を行なうこと。
四、まともな医療の行なえる診療報酬の保障を図
ること。
五、全額国と資本家負担による医療保障を確立す
ること。

理由
私たち働く国民は、高物価・重税で生活が日まし
に窮乏し、生活水準の引下げと労働強化によつて
健康は根本から害されている。それだけに国が医
療保険制度を勤労国民の負担なしで改善してその
健康を守ることが今日ほど必要なきはない。し
かるに、被保険者と患者の負担のりきる「健保
特例法」の実施、中小医療機関を圧迫する「薬価
基準の引下げ」、患者負担を増大させ差別医療、
差額徴収が公然と強められる「医療費改定」等の
実施は、政府が責任をまつたく回避して働く国民
に犠牲を強制するものである。さらに政府は、働
く国民の「自前の医療保険制度」の確立をねらい
として、医療保険の抜本改悪の実施を企図してい
る。

第五二三四号 昭和四十四年五月十六日受理
医療保険抜本改悪反対及び医療保障確立に関する
請願(二通)

請願者 鳥取市湯所町二丁目 竹嶋君男外
二十九名
紹介議員 足鹿 覺君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五二三五号 昭和四十四年五月十六日受理
医療保険の抜本改悪反対に関する請願(九通)

請願者 福岡県田川市東区夏吉三、六三八
小林アサノ外七百四十六名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第四五八号と同じである。

第五二三六号 昭和四十四年五月十六日受理
医師・看護婦の増員に関する請願(三通)

請願者 福岡県中間市鳥森五組 植本時雄
外四千四百四十一名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第三〇一十一号と同じである。

第五二三七号 昭和四十四年五月十六日受理
社会保険池袋中央病院の再建に関する請願

請願者 東京都豊島区南池袋二ノ一七ノ三
社会保険池袋中央病院内職員組合
内 若園あや外七十名
紹介議員 上村繁次郎君
この請願の趣旨は、第一七五五号と同じである。

第五二三九号 昭和四十四年五月十六日受理
国立病院・療養所の職員増員等に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区岩井町二一五
広瀬たけ外十八名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第五二四〇号 昭和四十四年五月十六日受理
国立病院・療養所の職員の増員等に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区岩井町国立横浜
療養所内 伊藤英子外八十五名

第五二四〇号 昭和四十四年五月十六日受理
国立病院・療養所の職員の増員等に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区岩井町国立横浜
療養所内 伊藤英子外八十五名

紹介議員 上林繁次郎君
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第五二四二号 昭和四十四年五月十六日受理
国立病院・療養所の職員増員等に関する請願
請願者 茨城県那珂郡東海村村松崎嵐荘内
黒沢ゆり子外百十四名

紹介議員 鈴木一弘君
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第五三二〇号 昭和四十四年五月十七日受理
療術の新規開業制度に関する請願
請願者 長崎市大浦日之出町三三 三宅喜
美子

紹介議員 田口長治郎君
この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第五三二一〇号 昭和四十四年五月十七日受理
療術の新規開業制度に関する請願
請願者 大分市中央町三ノ六〇一一大分県
療術師連合会内 国沢幾義

紹介議員 村上 春誠君
この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第五三二二〇号 昭和四十四年五月十七日受理
療術の新規開業制度に関する請願
請願者 静岡市駒形通二ノ九 内田治明

紹介議員 山本敬三郎君
この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第五三二三〇号 昭和四十四年五月十七日受理
療術の新規開業制度に関する請願(五通)
請願者 愛媛県宇和島市御幸町一ノ一七

紹介議員 増原 恵吉君
田中治兵衛外四名
この請願の趣旨は、第五七〇号と同じである。

第五三三八号 昭和四十四年五月十七日受理
特殊法人の賃金決定に関する自主交渉権の回復等

に関する請願(百八十三通)

請願者 東京都保谷市柳沢六ノ九ノ一七
岩男隆文外三千八百十六名
紹介議員 大橋 和孝君

左記事項の実現のため、必要な措置をとられるよう強く要請する。

一、特殊法人の使用者に、労使交渉についての正当な当事者能力が与えられ、自主的な団体交渉が保障されるようにすること。
二、特殊法人の賃金決定に対する政府・監督省庁の不当な介入・干渉が排除されるようにすること。

三、賃上げ要求に対する具体的回答がただちに提示されるようにすること。

理由

一、特殊法人の賃金・労働条件の決定に対し政府・監督省庁が不当な規制を加えており、使用者に本来の当事者能力が与えられていない。このため労使の自主的な団体交渉でこれを決定して行くみちがとざされているばかりか、長期にわたつていたずらな紛争がたえない。
二、このような規制のために、使用者が私たちの賃上げ要求に対する具体的回答を示そうしていない。

第十八号中正誤

ページ 段 行 誤 正

五 二 〇〇 質問で 質問が
七 二 六 それでも それでも
〇 二 一 准護 准看
二 二 四 三 ない。
三 三 五 一つづつ 一つづつ
四 四 三 基つて 基つて
五 四 三 基つて 基つて
六 三 五 一つづつ 一つづつ
七 二 六 末 ましては まして、実態
八 二 一 最後まで私は いままで
九 二 一 捕捉 捕捉

第十九号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二 二 八 八 かわて かわ
三 一 三 三 つて ついて
四 一 六 六 六かん 六かん
五 二 九 九 最近その その
六 三 五 五 知らずらに 知らずらに
七 三 三 吹きだし 吹き出し
八 四 三 何と消防 消防

第二十号中正誤

ページ 段 行 誤 正

三 三 七 稼働 稼働
四 三 九 二十九 二十九

昭和四十四年六月十三日印刷

昭和四十四年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局